

# 東京理容用品商業組合規約

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、理美容用品販売業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、並びにその経営の安定及び合理化を図る事を目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、東京理容用品商業組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、東京都の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を当代の理事長の所に置く。

令和3年4月1日時点 (株) エスピーエス・ヨシダ (内)

154-0011 東京都世田谷区上馬 5-26-1

## 第2章 事 業

- 第5条 (1) 組合員の取り扱う業務用品及び販売促進用品の共同購入。  
(2) 組合員の福利厚生に関する事業  
(3) 組合員の販売促進になるような展示会及びセミナー活動

## 第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第6条 東京都内に事業所を持つか、販売先を持つ理美容用品販売業者とする。

(加入)

第7条 本組合は、組合員たる資格を有する者から加入の申し込みがあった時は、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の入会金払込み)

第8条 加入者は遅滞なく、入会金を全額払い込みしなければならない。

(相続加入)

第9条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申し出をした時は、前7条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になったものとみなす。

(自由脱退)

第10条 組合員は事業年度の末日の90日前までに、脱退届を書面にて通知した上で、事業年度の終わりに置いて脱退することが出来る。入会金は全額返還される。

(再加入)

第11条 本組合を脱退した組合員並びにその配偶者及び事業後継者の再加入については、理事会に於いて定める加入金の払込みをしなくてはならない。

(除名)

第12条 (1) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした組合員。  
(2) 組合費の未納、15か月以内の連続期間で、除籍又は組合員資格停止を課することができる。

(届出)

第13条 組合員は氏名、名称又は事業を行う場所を変更した時は7日以内に本組合に届出をしなければならない。

## 第4章 入会金及び組合費

(入会金)

第14条 組合員は入会金7万円を出資しなければならない。

(組合費)

第15条 組合員は組合費を滞りなく納めなければならない。(当面は1か月5,000円)

## 第5章 役員

(役員の数)

第16条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 9人
- (2) 監事 2人

(役員の任期)

第17条 理事及び監事の任期は2年とする。

(役員要件)

第18条 1. 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。  
2. 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。  
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故または欠員の時はその職務を代理し、または代行する。  
4. 専務理事は理事長及び副理事長を補佐して、本組合の業務を補佐して、本組合の業務を執行し、理事長及び副理事長が共に事故または欠員の時はその職務を代理し又は代行する。  
5. 理事長は執行部を選任する。会計部長 事業部長 厚生部長 総務部長 広報部長 企画部長 渉外部長

(監事の職務)

第19条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、会計に関する報告を求める事が出来、本組合の業務及び財産の状況を調査することが出来る。

(役員選挙)

第20条 (1) 役員は、総会において2年に1回選挙する。

(2) 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

## 第6章 総会、理事会

(総会の招集)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

通常総会は毎事業年度終了後2ヵ月以内に、臨時総会は、必要があるときはいつでも、理事会の決議を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続き)

第22条 総会の招集は、会日の7日まえまでに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容・日時・場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第23条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項に付、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することが出来る。この場合は、その組合員の親族 もしくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となる事が出来ない。

代理人が代理することが出来る組合員の数は、3人以内とする

(総会の議事)

第24条 総会の議事は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数の時は、議長が決するところによる。

(総会の議長)

総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第25条 出席した組合員の3分の2以上の同意を得た時に限り、第22条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外についても議決することが出来る。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事録は、出席した理事が作成し、これを署名するものとする。

議事録の掲載事項 1 総会の招集通知日 2 開会の日時・場所

3 組合員数及びその出席者数 4 議事の経過の要領

5 議事別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(理事会の議事)

第27条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の議事録)

第28条 理事会の議事録作成者は理事会の議案・場所・日時・出席者・欠席者

議案に対する議決の可否の数を作成し、署名するものとする。

## 第7章 会 計

第29条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(慶弔費)

第30条 本組合慶弔等については、次の様に定める。

### 死亡

① 組合員 1万円・生花

② 組合員配偶者 1万円・生花

③ 事業直系両親 1万円・生花

④ 事業直系後継者 1万円・生花

### 結婚・出生

当面の間は拠出しない

### 傷病

組合員 1万円（10日以上入院の時）

### 災害

全理事会に依り決議する

第31条（配当） 決算期に入会金（70,000×組合員数）を上回る余剰金が200万を超えた時 入会金の5%（3500円）を上限にて配当する。

第32条（改廃） 本規約は、総会又は理事会に於いて、改廃することができる。

但し、改廃時は、書面をもって組合員に通達しなければならない。

第33条（施行日） 本規約は、令和3年4月1日より施行する。